

【余市税務署からのお知らせ】

申告書は、自分で作成して、お早めに！

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は 3 月 15 日（水）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は 3 月 31 日（金）です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末からもご利用いただけます。

※タブレット端末からは、パソコンで利用可能な e-Tax での送信など一部の機能が利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出してください。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類および印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。

また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

◆国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

森林の立木を伐採される方・森林の土地を取得された方へ

	「伐採および伐採後の造林の届出制度」について	「森林の土地の所有者届出制度」について
制度の概要	森林法により市町村森林整備計画で定められた、伐採および伐採した跡地への造林計画について適切に行われているか確認するために、市町村長への事前の届出が義務づけられている制度です。	森林法により、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後の届出が義務づけられている制度です。
届出の対象となる森林・土地	対象となる森林は、北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林（保安林または保安施設地区内の森林を除く）です。ただし、森林法に基づく林地開発行為の許可を受けた方が伐採する場合等は対象外です。	対象となる土地は、北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林で、且つ新たに取得した森林の土地です。登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性がありますのでご注意ください。
届出の対象となる方	森林所有者が自ら伐採し造林を行う場合は、森林所有者が届出者となります。伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者と森林所有者の両者連名での届出になります。	個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。
届出の期間	伐採を始める 90 日前から 30 日前までに、伐採する森林のある市町村長に届出をしてください。	土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。
届出書の記載内容	届出者の住所氏名、森林の所在場所、伐採の計画、伐採後の造林の計画等の記載とともに、添付書類として森林の位置を示す図面が必要です。なお伐採業者が伐採するときは、立木売買契約書等買い受けたことを証明する書類の写しが必要です。	届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書等権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

◆問合せ 農林水産課 ☎21-2123
後志総合振興局 林務課 ☎0136-23-1382